

久喜市議会
平成25年9月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

意見第4号	消費税増税中止を求める意見書	1
意見第5号	液状化対策事業における住民負担の軽減策を求める意見書	3
意見第6号	地方税財源の充実確保を求める意見書	5

意見第 4 号

消費税増税中止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年 9 月 17 日

提出者 久喜市議会議員
石 田 利 春
渡 辺 昌 代

賛成者 久喜市議会議員
木 村 奉 憲
杉 野 修

久喜市議会議長 鎌 田 忠 保 様

消費税増税中止を求める意見書

消費税増税法は来年、平成 26 年 4 月から、現在の消費税率 5% を 8% に、平成 27 年 10 月からは 10% に増税することを定めているが、政府は、消費税法附則 18 条に基づき、経済動向を見てこの 9 月頃に実施するかどうかの判断をずるとしている。法案どおり消費税増税が実施されれば、8% で 7.5 兆円、10% になれば 13.5 兆円、平均家族で年間 16 万円もの負担増という大増税となる。

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ているとされている。しかし、食料品やガソリンなどの値上で国民の暮らしは苦しくなる一方で、多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も、依然として厳しいものがある。

参議院選挙後の各種世論調査でも消費税増税に反対が過半数以上を占め、「消費税が増税されれば店を閉めるしかない。」「年金も削られ、これ以上どこを切り詰めて暮らせというのか。」という切実な声が上がっている。

消費税の増税は社会保障のためと言われてきたが、1989 年消費税が導入されて以来、年金制度の改悪、医療費負担増など社会保障は悪くなる一方である。

消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金である。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受ける。

価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、倒産や廃業が増えることは必至で、そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながる。自治体財政にも深刻な打撃を与える。

財政再建という点では、1997 年に消費税を増税したときの経験を検証すれば、消費税増税後景気が急激に冷え込み、国全体の税収が減少したことを直視する必要がある。

東日本大震災の被災地では、「本格的な再建に取り組む時に増税は冷酷だ。」との声が聞かれており、復興に向けた取り組みにも大きな影響を及ぼす。

以上のことから消費税の増税を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
復興大臣

あて

意見第5号

液状化対策事業における住民負担の軽減策を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年9月17日

提出者 久喜市議会議員
山田達雄

賛成者 久喜市議会議員
戸ヶ崎 博
田村 栄子
石田 利春
鈴木 松蔵

久喜市議会議長 鎌田忠保様

液状化対策事業における住民負担の軽減策を求める意見書

東日本大震災の発生による液状化現象は、久喜市南栗橋地区において甚大な被害が発生し、現在将来に渡る安全安心の確保に向けた液状化対策のありようについて、多額の費用をもって実証実験が行われている。

この成果を生かすためには、対象世帯が事業実施に向けた合意形成を図ることこそ、不可欠であることは論を俟たない。

特に市街地液状化対策事業を実施するためには、面積要件や同意取得、更には宅地部分の個人負担の問題など、幾つかのハードルがある。これらの要件をクリアする上で肝要なことは、個々の宅地内改良工事にかかる費用負担の軽減措置を講ずる事と考える。

よって本市議会は国に対し、液状化対策事業の対象となる住民の費用負担の軽減が講じられるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 民間宅地における住民負担額の軽減を図るための措置を図られたい。
2. 復興対策事業、及び市街地液状化対策事業の長期的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長

参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
国 土 交 通 大 臣
復 興 大 臣

あて

意見第6号

地方税財源の充実確保を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年9月17日

提出者 久喜市議会議員

戸ヶ崎 博
山田 達雄
富澤 孝至
木村 奉憲
猪股 和雄

久喜市議会議長 鎌田 忠保 様

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5 : 5」とすること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

あて